

奈良県告示第五十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五十八条の二第一項の規定により次のとおり県税の収納の事務を委託したので、同条第六項において準用する同令第五十八条第二項の規定により告示する。

令和二年五月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 収納を委託した県税

証紙により納付する自動車税の環境性能割、自動車税の種別割及び狩猟税を除く県税

二 受託者の名称及び所在地並びに委託内容

受託者の名称	受託者の所在地	委託内容
Billingシステム株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目一番一号	受託者が提供する決済サービスによる県税の収納事務
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町一番三号	受託者が提供する決済サービスによる県税の収納事務
LINE Pay株式会社	東京都品川区西品川一丁目一番一号	受託者が提供する決済サービスによる県税の収納事務

三 委託事務の取扱開始日

令和二年四月一日